どうす

ば

?

事

業

子業承継の

事業承継の具体策についてお話ししたいと思います。すが、第1回目は、「事業承継問題」の現状や早期の取り組みの必要性について解説するとともに100人の経営者がいれば100通りの事業承継の問題があります。 本連載は3回シリーズでも後継者の問題についてでしょうか。 事業承継と一言で言っても幅も広く問題の深さも深くんは「事業承継」と聞いて何を連想するでしょうか。会社の株式対策のことでしょうか。それに読者の皆さん、 こんにちは。中小機構北陸 事業承継コーディネーターの竹川です。皆に

るとともに

ズで

غ 🕻 さ

1 事業承継対策の選事業承継問題の関 必要性と ع

2

事業承継対策をしないとど

(1) まず 事業承継問題 図 1 をご覧くださ の実態

(2)

準備を軽視し、

を失う。

メ

インバンクから

0)

信

頼

経営権の委譲が うなるのか(ケース)

進ま

そのうちに

のうちに

現経営者の

判

す。 業の代表者の平均年齢が年々 りになっています が進行している実態が浮き彫 国社長分析」です。 上昇して 帝国デ 中小企業経営者の高齢化 いることがわかりま タ バンク 小規模企 の「全

(3)

経営者が高齢であるため

断能力が低下

して、

しまう。

2

は 事 ます。 り、 承継はとても重要な課題であ 争に発展し会社の業績が悪化 してしまっ 事業承継対策を怠ったため 経営者の急死など相続紛 前 中 滑な事業承継のために の準備が必要な 小企業にとって事業 たケースも存在し 0)

3

早めの取り組みが重要

前

項でみたように、

対策を

(5)

経営

権

が

第三者に脅かされる。 経営者が亡くなり、 経営者が亡くなり、

(4)

いま

ま

お

家

0) に、

不安感が高まる。

取引先•

従業員か

5

ケ 行

ŋ

組み

を行

に

ースが多く見られます。早わず大きな問題に発展する

す よって事業承継が円 事業承継対策は、

具体的対策とは?事業承継の

何を承継するの

ますが、 は 分 (1) 記載されない無形の資産であ 多い 知的財産権 泉である人材・技術 り、 産)」は「?」と思われる方が 「知的資産」は、 くい経営資源の承継(知的資 図2をご覧ください。 企業における競争 のではないでしょうか。 かりやすい 下段の「目に見えに 組織力 貸借対照表に ので省略し 経営理 技能 葮

関わる問題でもあるのです。く、従業員や事業そのものにや家族だけの問題だけではな む可能性は格段に高くなりま 滑にす 経営者 र्व

か

力の源

とします。 第3回で詳しく解説することか、知的資産経営については の 源 承 の ど、念・ 承継が 「目に見えにく 知的資産経営については 総称です 顧客とのネッ かに大事である この知的資産 トワ 、い」経営資トワークな

②事業承継のパ 事業承継は、 大きく(1)親族 ター ン

(1)親族内承継の3分第三者承継の3分 内承継、 承継 の3つのパタ-(2)従業員等承継、(2) 1 (3)

親族内承継は、 事業承継全

(2)従業員等になります。 な位置づけにあります。後継体の6割を占めており中心的 者教育や相続などがポイント 従業員等承継

従業員等 承継に比 \sim の事業承継 べて課題 が は 多 親

うか

顧問税理士

 \sim

、の相談を

制を整えて

います

は顧客企業からの経営相談体

考えられる方も多

いでしょう

ンター

などの公的支援機関

 \wedge

定されており、

各金融機関で

く「経営革新等支援機関」に認

は

ふく

い産業支援セ

相談してみてはいかがでしょ

が、

株価対策や相続対策など

4

の活動

ネ

タ

り、

次のステップでも良いと思 専門分野に偏る傾向があ

0)

①地域の支援機関・

金融機関

相談し

たらよい

0)

でしょう どこで

業経営力強化支援法」に基づ年8月に施行された「中小企

とんどの地域金融機関が、 に取り組んでいるのです。

の地域金融機関が、昨組んでいるのです。ほージに沿った経営支援

かと思います。

では、

か

方もい めない

らっ と

しゃるのではない

事業承継対策をすぐにでも始

と思われた読者の

フステー

ここまでお読みになって、

1

ふ

産業支援セン

タ

等

の支援機関など

まり、金融機関が企業のライ組みが求められています。つ組みが求められています。つ組のが求められています。ついないといいない。

3

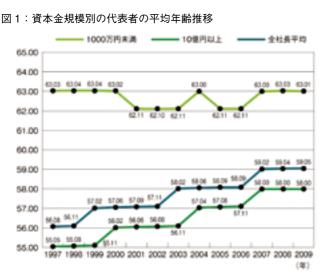
どこで相談したらいいの?

によると、

「顧客企業に対

す

関向けの総合的な監督指針」



出典:「全国社長分析」株式会社会国データバンク



いかがでしたか。次回は、「事業承継も"計画"が大事」と題し、 事業承継計画の具体的な中身や作成方法、事業承継にかかる 国の支援施策について解説します。お楽しみに。

融機関のお話をしました。私取り組んでいる支援機関や金前項で、事業承継の支援に は います。具体的活動と、円滑に進むようお手伝い ども中小機構北陸では事業承 環として直接経営者のご相 材育成が主ですが、 バ 3県の支援機関や金融機関を 継対策の取り組みを行う北陸 籍しており、こうした事業承 継コーディネー に応えることもあり ックアップして事業承継が 支援機関の体制整備や 的活動として ター 支援の - が3名在 ます して

招聘、

パ

ター

M&Aにより事業や株ンであり、外部人材の

補がいない場合に検討される

第三者への承継は後継者候

(3)す

第三者承継

担保の処理に問題が発生しまく、資産の承継や個人保証

ま

である「知的資産」を後継者に題を整理し、事業のDNA分析し、事業承継に向けた課

式の譲渡を行います。

事業の

②地域の金融機関

支援制度もあり、

事業承継の

には企業へ専門家を派遣する

が何より大事です。

支援機関

トンタッチするための準備

値などがポイントです

表

した、 平成24年11

中

小・地域金融機 月に金融庁が発

引継先との関係性や会社の価

す。さらに、全国各地の支援ついて普及活動を行っていまた、事業承継対策の必要性に 2 事例やノウハウを収集したす。さらに、全国各地の支援 り、 たりしています。 関とのネットワ 中小機構の「経営後継者研 地域の支援機関・金融機

修」について

間・全日制の育成プログラム後継者を対象とした10ヶ月ています。これは、将来の 「経営後継者研修」を用意し 関する支援メニュ 中小機構では、

事業承継に クを形成し として 6

ができます。 切磋琢磨できる真の人脈作 研修後もお互いに刺激しあ 継者と共に学びあうことは、 業界・地域をこえた全国の後 裏打ちされています。 するとともに「本気で経営者的能力や知識を実践的に習得 本格的研修です。 になろう」と気持ちが変わる し、30年以上の歴史と実績に 90名以上の卒業生を輩出 経営後継者に必要な基 これまでに 業種

執筆者 竹川 充氏

独立行政法人中小企業基盤整備機構 北陸本部 事業承継コーディネーター

2012年度に「事業承継コーディネーター」に登録。中小企業の事業承継に関する 相談への対応・助言、支援機関等への研修講師等の活動を行う。 また、経営コンサルタント会社、MITコンサルティング(株)の代表取締役を務 める傍ら、ふくい産業支援センターの「新事業コーディネータ」として、経営戦 略や財務戦略、事業承継を中心に、中小企業の課題解決に取り組んでいる。 中小企業診断士。

